

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

島根県には、水質日本一に輝いた高津川や、全国最大の汽水域を形成する宍道湖・中海など、全国に誇る豊かな水系があります。隱岐島沿岸も含めると総計1,000kmを超える長い海岸線は、美しい景観だけでなく、優れた天然の良港としても豊かな恵みを与えてくれます。

県土の約8割を占める森林によって、県土の保全や水源のかん養などの機能は保たれており、豊かな水資源が育まれています。また、全国的にもきれいな空気は、私たちに健やかな生活をもたらしています。

私たちは、こうした清らかな水やきれいな空気、それによってもたらされる大地の恵みを受け、今日までの暮らしを築いてきました。

しかしながら、高度経済成長に伴う産業構造の変化や、便利さや豊かさを求めるライフスタイルの変化により、化石燃料などのエネルギーと資源の大量消費、様々な化学物質の使用が進み、自然の自浄能力を超える環境負荷が生じています。

さらに、農山漁村の過疎化や高齢化の進行による自然環境と地域社会が有する多面的機能の低下などによる、水・大気環境等への影響も懸念されています。

豊かな自然と調和した生活環境は島根県の強みです。持続可能で快適な暮らしと生活環境を守るために、私たち一人ひとりが環境への関心を持ち、様々な主体が環境負荷の削減に向け、継続して取り組むことが求められています。

安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

私たちの命は、豊かで清らかな水や土の恵みによって育まれています。
地域の人々とともに、水や土壤など、暮らしを支える環境を守ります。

2. 大気環境等の保全と対策

きれいな空気の中、穏やかで快適な生活空間が、しまねの魅力です。
環境モニタリングの実施などにより、安全・安心な暮らしを守ります。

3. 化学物質の環境リスク対策

身近にある有害な化学物質について、正しい理解と対策が必要です。
適切な監視・指導・情報提供により、安全・安心な暮らしを守ります。

1. 水環境等の保全と対策

私たちの命は、豊かで清らかな水や土の恵みによって育まれています。地域の人々とともに、水や土壤など、暮らしを支える環境を守ります。

【現状と課題】

〔水環境〕

河川や湖沼、海域は、私たちの暮らしに良質な水や豊かな恵みをもたらしています。

県内の河川や海域では、生活排水対策や工場・事業場対策、下水道や集落排水施設の整備により、近年はおおむね環境基準を達成しています。引き続き、様々な主体の参加による水環境保全対策を推進していく必要があります。

また、宍道湖・中海などの湖沼では、湖沼水質保全計画等に基づく各種対策により、流入する汚濁負荷量は減少していますが、環境基準の達成には至っていません。湖沼水質保全計画等の着実な推進を図るとともに、県民、関係団体、関係市町等との連携と協働により継続的な水環境保全の推進が必要です。

〔土壤環境〕

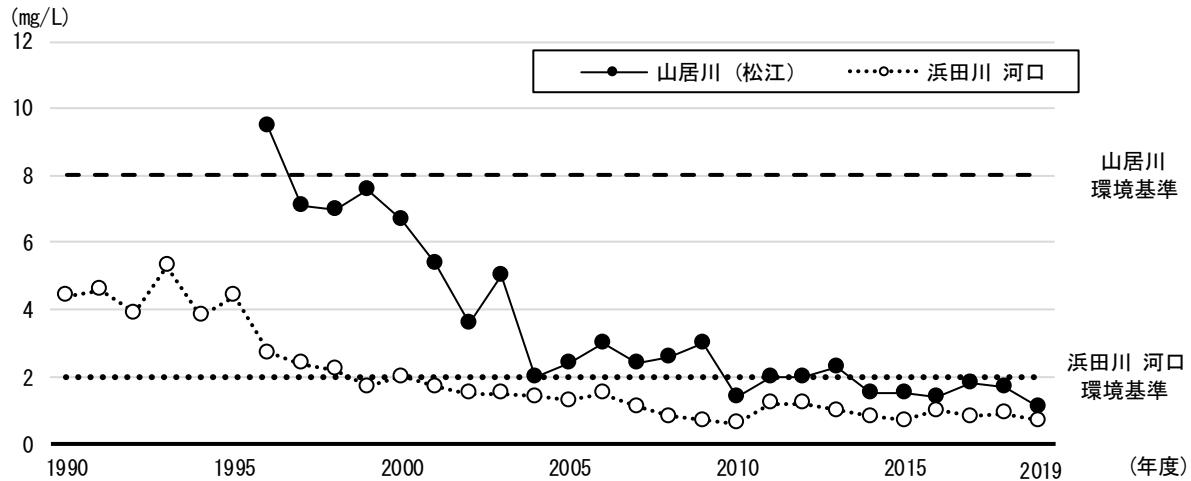
土壤は水・大気とともに環境の重要な構成要素かつ基盤（土台）であり、水の浄化や農作物への栄養供給など、物質循環の要として大切な役割を担っています。

しかし、人の活動に伴い、有害物質によって土壤が汚染されると、長い間影響を及ぼし続けるだけでなく、地下水に溶け出して広域的な汚染を生じさせる場合もあります。

県では、土壤汚染対策法に基づく規制対象区域の指定など、制度の適正な運用による監視・指導を行っており、引き続き実施していくことが求められています。

また、県内には休廃止鉱山が点在していることや、ヒ素などを含む地層や岩石が多いことなどから、開発等の事前調査が重要となっています。

＜河川水質の経年変化（BOD）＞



資料：公共用水域・地下水測定結果報告書（平成元年～令和元年度）

・BOD（生物化学的酸素要求量）：河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。

【取組の方向】**(1) 水環境の監視、調査の推進**

- ① 河川、湖沼、海域等の公共用水域のモニタリング・調査研究及び情報発信
- ② 油の流出など、水質事故発生時の迅速な対応

(2) 生活排水対策の推進

- ① 公共下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新の推進
- ② 住民や事業者等が自ら水環境保全活動に取り組むための情報提供

(3) 事業活動等に伴う水質保全対策の推進

- ① 工場・事業場排水の監視・指導
- ② 農薬に関する適正使用、適正管理の推進

(4) 宍道湖・中海の水質保全対策の推進 [宍道湖・中海湖沼水質保全計画参照]

- ① 流入する汚濁負荷を削減する取組の推進
- ② モニタリングの充実と調査研究の蓄積による効果的な対策の検討

(5) 森林管理等による水質保全 [第3章－3参照]**(6) 地下水汚染対策の推進**

- ① 地下水調査による汚染状況の把握
- ② 地下水汚染の未然防止のための事業場監視・指導

(7) 土壤汚染対策の推進

- ① 土壤汚染の未然防止及び汚染土壤の拡散防止に向けた監視・指導
- ② 汚染土壤の改善対策の指導
- ③ 休廃止鉱山鉱害対策の実施（周辺水質調査）
- ③ 休廃止鉱山鉱害対策の実施（周辺水質調査）

2. 大気環境等の保全と対策

きれいな空気の中、穏やかで快適な生活空間が、しまねの魅力です。環境モニタリングの実施などにより、安全・安心な暮らしを守ります。

【現状と課題】

〔大気〕

大気環境の状況は、人々の活動や自然現象と密接に関係しています。

工場・事業場からのがい煙や自動車排出ガスに含まれる汚染物質は、樹木を枯らすなどのおそれのある酸性雨や人の目、のどに痛みを与える光化学オキシダント、呼吸器疾患などを引き起こすおそれのある微小粒子状物質（PM_{2.5}）などを発生させる主な要因となります。大気中に排出された汚染物質は、国境や海洋を越えて移動し、地球規模で様々な健康被害や環境への悪影響をもたらします。

県内の大気環境はおおむね良好な状態を保っていますが、光化学オキシダントについては特に春季の濃度が高くなる傾向がみられるなど環境基準に達しない状況が続いており、大陸からの影響も懸念されています。

今後も安心・安全な暮らしを守るため大気状況の監視や工場・事業場に対する指導の徹底、県民ニーズに応じた分かりやすい大気汚染情報の提供を継続する必要があります。さらに、地球温暖化対策の観点からも、環境負荷の少ない自動車の普及やエコドライブの促進等が必要とされています。

また、建築物等の解体工事には、石綿（アスベスト）を含む場合があり、その飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく監視・指導をしていく必要があります。

〔騒音・振動・悪臭〕

騒音・振動・悪臭は、直接的に人の感覚を刺激して不快感や嫌悪感をもたらす、身近な公害です。騒音・振動の発生源は、工場・事業場や特定の建設作業、主要な交通機関などであり、悪臭については、特定の製造業等の事業場によるものであることがほとんどです。

県民からの年間苦情件数は、騒音が約30件前後、悪臭が約40件前後で、おおむね横ばいで推移しています。

今後も市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策などを進める必要があります。

〔環境放射線〕

島根県では、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的に、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（安全協定）を締結し、環境放射線の監視や発電所の運転状況の把握を行っています。

発電所周辺環境の保全を確実にするため、安全協定を厳正に運用し、環境放射線などのモニタリングを引き続き適切に行っていく必要があります。

（注）原子力災害に係る対策は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）等で定めています。

【取組の方向】

(1) 大気環境の監視、調査の推進

- ① 大気汚染のモニタリング・調査研究及び情報発信
(光化学オキシダント、PM_{2.5}など)
- ② 光化学オキシダント注意報発令時等の迅速な対応
- ③ 酸性雨のモニタリング

(2) 工場・事業場対策の推進

- ① 工場・事業場の排出基準の監視・指導
- ② 三隅火力発電所周辺の環境監視、及び周辺住民に対する情報提供

(3) アスベスト対策の推進

- ① アスベスト除去工事等での飛散の未然防止のための監視・指導
- ② 適正な除去処理等に関する啓発・指導

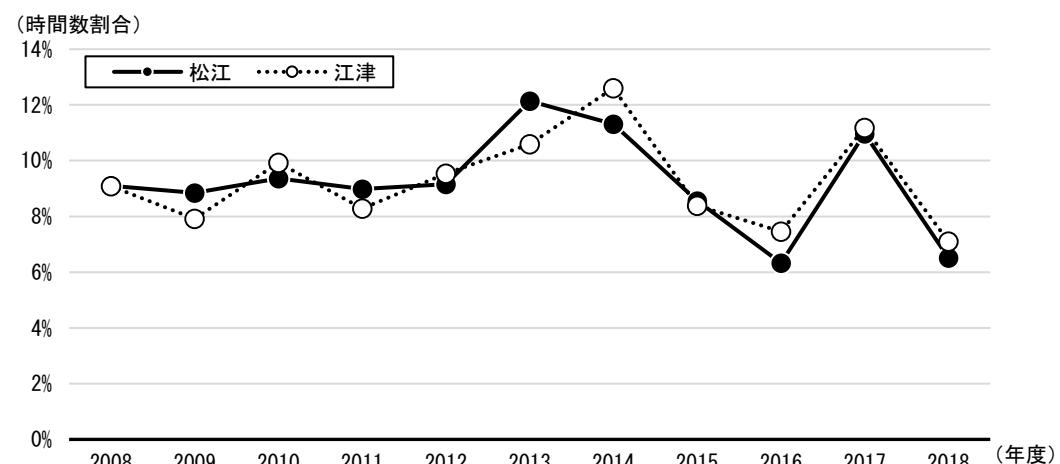
(4) 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

- ① 道路騒音・航空機騒音のモニタリング
- ② 規制地域等の必要に応じた見直し

(5) 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

- ① 安全協定に基づく環境放射線の常時監視体制の維持
- ② 地域住民への適切な情報提供
(環境放射線等の測定結果や発電所情報のリアルタイム表示など)

<光化学オキシダントにおける環境基準を超過した時間数割合の経年変化>



資料：大気汚染測定結果報告書

・光化学オキシダントの環境基準：昼間（5～20時）の時間帯における1時間値が0.06ppm以下

3. 化学物質の環境リスク対策

身近にある有害な化学物質について、正しい理解と対策が必要です。適切な監視・指導・情報提供により、安全・安心な暮らしを守ります。

【現状と課題】

私たちの日常生活や事業活動では、様々な化学物質が使用されています。化学物質は私たちの生活に欠かせないものであり、それぞれの立場で化学物質について正しく理解して適切に使用することが大切です。

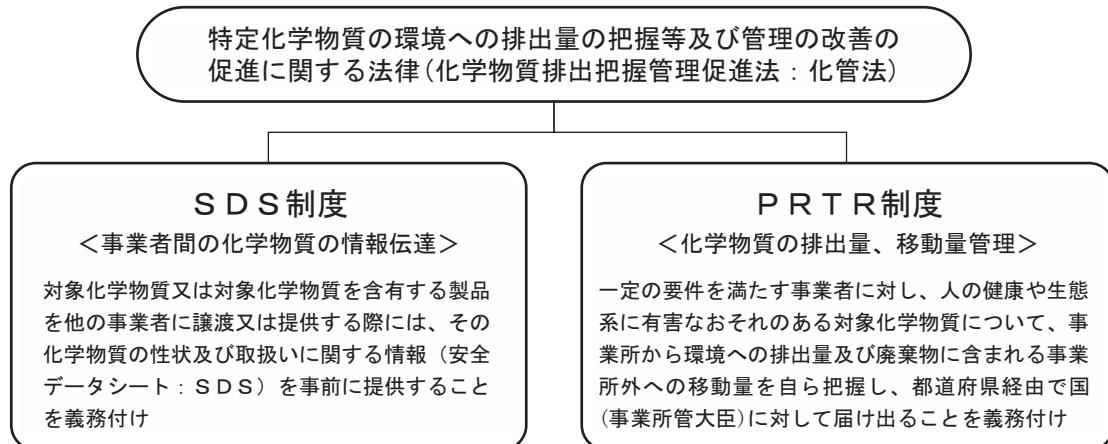
このため、国では個別の化学物質の有害性の評価が進められるとともに、化学物質の流通の際にその情報が伝えられる制度（S D S制度）や、事業者が届け出た化学物質の排出・移動量を集計したデータを国及び都道府県が公表する制度（P R T R制度）が整えられており、適切に運用する必要があります。

人体などに悪影響のあるポリ塩化ビフェニル（P C B）については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、県内の事業者には、高濃度P C B廃棄物を2021(令和3)年3月まで、低濃度P C B廃棄物を2027(令和9)年3月までに処分することが義務付けられています。そのため、「島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、費用負担等を伴う処分について事業者の理解を得ながら期限内に完了するよう進めていく必要があります。

同じく有害なダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、県内の大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類の濃度調査を計画的に実施しています。現状、各調査対象とも環境基準を達成しています。また、特定施設の検査によりダイオキシン類の濃度監視と指導を行っています。

今後も、実態把握、監視・指導を引き続き行うとともに、情報の収集と公表が必要です。

< S D S制度とP R T R制度 >



【取組の方向】

(1) 化学物質の適正管理

- ① 有害性が指摘されている化学物質の排出量等の把握、公表
- ② 農薬に関する適正使用、適正管理の推進 [再掲]

(2) P C B廃棄物等の早期処理完了の推進

- ① P C B廃棄物未処理事業者に対する監視・指導
- ② P C B廃棄物の存在確認等の調査や、処理施設への円滑な処理のための指導
- ③ 中小企業者等の処理費用の負担軽減のための支援（基金や融資制度）
- ④ 県民、事業者等の理解と協力を得るための情報提供

(3) ダイオキシン類対策

- ① 環境中の汚染状況を把握するための計画的な常時監視
- ② 排出量抑制のための発生源（廃棄物焼却炉等の特定施設）への排出基準遵守の指導